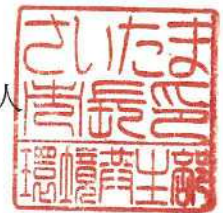


環環環対第1033号

令和5年5月12日

さいたま市長 清水 勇人 様
(産業展開推進課)

さいたま市長 清水 勇人



意見書

さいたま市環境影響評価条例第11条第1項の規定により、(仮称)さいたま都市計画事業川通地区土地区画整理事業環境影響評価調査計画書について、下記のとおり意見を述べます。

記

(仮称)さいたま都市計画事業川通地区土地区画整理事業に関する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)については、次の事項を勘案して作成すること。

1 全体事項

本事業は、企業用地の造成を主とする土地区画整理事業である。進出する企業の詳細は未定であるが、他事例を参考にするなど、予測・評価により可能な限り環境への影響を考慮すること。

2 大気質

調査における調査地点・地点数について、その選定理由も含め詳細を準備書に記載すること。

3 水質

- (1) 公共用水域の水質の状況について、現地調査の調査期間・頻度は降雨時に2回実施するとされているが、降水量により結果が大きく変動することから、予測・評価する際にはその影響に留意すること。
- (2) 環境への配慮事項に関し、造成等の工事時に発生するアルカリ排水の処理に関する事項を準備書作成時に記載すること。
- (3) これまで水田として利用されていた場所に3箇所の調整池が新設される計画となっている。このため、供用時における調整池の水質について調査することが望ましい。

4 水象

河川の状況・河川流量について、現地調査の調査期間・頻度は平常時に4回実施するとされているが、降雨時における水質調査の結果も予測・評価する際に使用することから、準備書ではその調査期間・頻度を含め記載すること。

5 土壌

事業実施区域内における有害物質の使用履歴のほか、自然由来や有害廃棄物の不法投棄など様々な汚染原因を想定して調査することが望ましい。

6 動物・生態系

事業実施区域及び周辺地域における猛禽類の生息に関する情報は関係機関が保有する情報を可能な限り入手して確認すること。

7 植物

- (1) 植物相の早春季における調査は3月に実施すること。
- (2) 盛土から本来事業実施区域に生息しない植物種が育成することが懸念されるため、その発生防止に努めること。

8 景観・自然との触れ合いの場

事業実施区域が広大であることから、距離感を変えた景観評価の実施について検討すること。また、緑化についても隣接する公園に配慮した計画を検討すること。

9 史跡・文化財

事業実施区域の隣接地に埋蔵文化財包蔵地があることから、試掘等を含め適切に対応すること。

10 日照障害

事業実施区域の北東側には農地が広がっているため、住宅はもとより農作物への影響も考慮して評価すること。

11 電波障害

電波障害は計画されている建物の高さによってその影響が異なるため、電波障害の影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、適切な範囲で調査を実施すること。

12 温室効果ガス等

「第2次さいたま市地域温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、排出抑制を検討すること。

13 地域交通

地域交通の調査地点として国道16号の交差点が示されている。交通安全対策等については工事車両が通行する周辺道路においても調査を実施し、準備書ではその調査地点も記載すること。

14 安全

業務用施設の供用時において危険物等を取扱う可能性も考えられることから、事業者として危険物等に対する安全性の確保に関する基本的な考え方を明らかにして、準備書に記載することが望ましい。